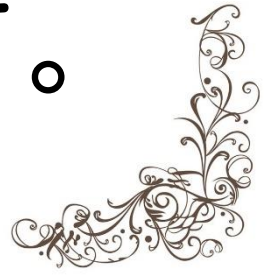




新婚世帯の新生活を応援します。



~令和8年1月1日から令和9年2月26日までに結婚された方が対象~

<補助金額>

1世帯あたり上限30万円

※夫婦ともに29歳以下であり、

親世帯と2世代同居する場合には、**上限60万円**



<補助対象経費>

結婚を機として、

令和8年4月1日から令和9年2月26日まで※に支払った次の経費

- ・住宅購入費
- ・賃借に係る費用（家賃、敷金、礼金、仲介手数料、共益費）
- ・引越し費用（引越し業者または運送業者に支払った費用）
- ・リフォーム費用（修繕、増築、改築、設備更新など）

※婚姻日や同居開始日によって経費の対象期間が異なります。

※婚姻前から同居の場合は、Q & A（市HPに掲載）を参照

<補助対象世帯> 下記の全てを満たす世帯

- ・申請に係る住宅の住所が「**守山市内**」となる新婚世帯
- ・結婚を機に守山市内で、**新たに住宅を購入、賃借またはリフォーム**した世帯
- ・**令和8年1月1日から令和9年2月26日までに**婚姻届を提出し、受理されている世帯
- ・婚姻日において、年齢が「**夫婦ともに39歳以下**」である世帯
- ・所得証明書をもとに、令和7年分の**夫婦の合計所得金額を合算した金額が「500万円未満」**の世帯
- ・夫婦の双方または一方が日本国籍を有していないときは、出入国管理および難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- ・この補助金の交付を受けたことがない世帯（他市町村での同様の補助金を含む。）
- ・市税等の滞納がない世帯
- ・次の①~④のいずれかを**夫婦ともに受講**すること（動画視聴可）
 - ①ライフデザイン支援講座 ②プレコンセプションケアに関する講座
 - ③医療機関への妊娠・出産に関する相談 ④共家事・子育て講座（※夫のみでの受講可）

↓詳細は市HPへ

